

写

24町監第60号の2

2024年12月6日

町田市議会議長 木目田 英男 様

町田市 長 石阪 丈一 様

町田市教育委員会教育長 小池 慎一郎 様

町田市監査委員 小泉 めぐみ

同 古川 健太郎

同 三遊亭 らん丈

同 東 友美

2024年財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

2024年財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査

なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

2023年度（必要に応じて2024年度及び2022年度以前を含む。）に執行された次表に掲げる事務

団体名称	対象事務（財政援助等の区分）	主管部課
一般財団法人町田市文化・国際交流財団 （町田市外郭団体、町田市文化施設指定管理共同事業体代表団体）	一般財団法人町田市文化・国際交流財団の事業に係る出納その他の事務（出資）	文化スポーツ振興部 文化振興課
	町田市民ホール／町田市鶴川緑の交流館ホール等の管理に係る出納その他の事務（公の施設の指定管理）	
	町田市立鶴川駅前図書館（施設管理業務）の管理に係る出納その他の事務（公の施設の指定管理）	教育委員会 生涯学習部 図書館

（注）外郭団体とは、市が資本金等の出資や出えんをしている法人であって、出資等の割合が4分の1以上の団体又は市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている団体をいう。

<団体の概要>

所在地	町田市森野二丁目2番36号
設立年月日	2004年4月1日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
資本金	3,000,000円 （うち町田市出資金3,000,000円）
設立目的	地域文化を創造し、その発展を図るとともに、市民文化活動充実のための支援と地域における国際交流活動の推進を図り、もって文化の香り高く国際感覚豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。
事業内容	1 芸術文化及び市民文化の向上に関する事業 2 町田市が設置する文化施設等の管理運営に関する事業 3 地域における国際交流活動の推進事業 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

＜経営成績及び財政状態＞

(単位:千円)

項 目	2022 年度	2023 年度	増減額
経 常 収 益	448,843	550,810	101,967
経 常 費 用	424,118	555,747	131,629
当 期 経 常 増 減 額	24,725	△4,937	△29,662
当期一般正味財産増減額	13,267	△5,714	△18,981
資 産 合 計	182,702	195,915	13,213
負 債 合 計	100,813	119,739	18,926
正 味 財 産 合 計	81,889	76,176	△5,713

＜指定管理料及び委託料の推移＞

(単位:千円)

	2020 年度 (決算額)	2021 年度 (決算額)	2022 年度 (決算額)	2023 年度 (決算額)
指定管理料	324,143	316,271	335,121	368,240
委託料	194	300	447	460

(注) 表中の金額は、全て税込みである。

＜指定管理の概要＞

公 の 施 設 の 名 称	町田市民ホール／町田市鶴川緑の交流館ホール等／町田市立鶴川駅前図書館
根 拠 条 例	町田市民ホール条例／町田市鶴川緑の交流館条例／町田市立図書館条例
施 設 の 設 置 目 的	市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため。(町田市民ホール条例第1条より) 市民の芸術文化の創造活動及び地域的な共同活動その他の市民活動の推進を図り、もって魅力ある地域社会づくりに寄与するため。(町田市鶴川緑の交流館条例第1条より)
事 業 内 容	施設及び附属設備の利用に関するもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な事業
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務	1 町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館ホール等の施設及び附属設備の利用に関する業務 2 演劇、音楽その他の芸術文化及び市民文化の向上に資する事業の実施に関する業務 3 施設及び設備の維持管理に関する業務(保守点検、清掃、警備、備品管理等) 4 市及び教育委員会が指定した業務
指 定 管 理 者 制 度 の 導 入 年 月 日	町田市民ホール 2006年4月1日 町田市鶴川緑の交流館ホール等 2012年9月29日 町田市立鶴川駅前図書館 2022年4月1日
指 定 期 間	2022年4月1日～2027年3月31日

指 定 管 理 料 (2 0 2 3 年 度)	3 6 8 , 2 3 9 , 6 6 0 円
------------------------------	-------------------------

<主要事業の実績>

事業実施状況	2022 年度	2023 年度
町田市民ホール施設利用率	49%	54%
町田市鶴川緑の交流館施設利用率	69%	63%
国際交流センター会員数	342 人	447 人

(注) 町田市公表の外郭団体基本情報から引用

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 出資（出えん）目的に沿った事業運営が行われないリスク	ア 出資（出えん）による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
	イ 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか
	ウ 設立目的（出えん目的）に沿った事業運営が行われているか
	エ 市は、出資（出えん）者としての権利行使及び指導監督を適切に行っているか
(2) 出資（出えん）団体としての経理及び指定管理料に係る経理が適正に処理されないリスク	ア 出資（出えん）団体としての経理及び指定管理料に係る経理は適正に行われているか
	イ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われ、領収書類の整備、保存は適切になされているか
	ウ 会計処理上の責任体制は確立されているか
	エ 決算諸表等は法令等に準拠して作成され、事業成績、財政状況は適正に表示されているか
	オ 資金の運用及び財産管理は適切か、また、経費節減は図られているか
(3) 市が不正・不要な支出を行うリスク	ア 指定管理料の額の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か
(4) 施設の設置目的に沿った運営が行われないリスク	ア 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適正に管理運営されているか
	イ 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか
	ウ 市は、管理業務の履行の確認を報告書等により行っているか

4 監査の実施内容

出納関係帳簿、関係書類の閲覧、証ひょう等の突合を行ったほか、対象団体及び主管部課の職員に対して質問を行った。

5 監査の期間及び実施場所

2024年7月29日から2024年11月27日まで町田市庁舎、町田市民ホール、町田市鶴川緑の交流館及び町田国際交流センターで監査を実施した。

6 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、一般財団法人町田市文化・国際交流財団（以下「財団」という。）及び対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

一般財団法人町田市文化・国際交流財団

【指摘】指定管理業務については、地方自治法、条例、基本協定書等にのっとり、指定管理業務とそれ以外の事業を明確にし、適正に行うべきもの

文化スポーツ振興部文化振興課

【指摘】指定管理者に対する指導監督については、地方自治法、条例、基本協定書等にのっとり、指定管理業務とそれ以外の事業を明確にし、適正に行うべきもの

地方自治法第244条の2第3項では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができると定め、町田市民ホール条例第2条及び第5条並びに町田市鶴川緑の交流館条例第4条及び第7条では、指定管理者が行う業務について定めている。

また、町田市指定管理者制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第1章2では、指定管理業務は公の施設の設置条例に定める業務の範囲内において行う業務と、自主事業は指定管理者が指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により行うことができる事業と定めている。

財団は、指定管理者である町田市文化施設指定管理共同事業体（以下「共同事業体」という。）として行う指定管理業務及び自主事業のほか、財団独自の事業を実施している。

（1）事業の区分けについて

町田市民ホール・町田市鶴川緑の交流館ホール等・町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務を除く。）の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第9条では、指定管理業務の範囲を定め、基本協定書第54条第2項では、自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に承諾を受け

なくてはならないと定めている。

町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館の指定管理に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問（以下「関係書類の閲覧等」という。）を行ったところ、財団が指定管理者として実施している指定管理業務及び自主事業並びに財団独自の事業について、市と財団との間でその区分けが整理されておらず、指定管理業務に係る事業計画書及び事業報告書（以下「事業計画書等」という。）には、財団独自の事業の計画及び実施の報告も記載されていた。また、自主事業の実施に係る承諾の手續も適正に行われていなかった。さらに、共同事業体名義で行うべき指定管理業務に係る契約が財団名義で行われる等、指定管理者としての指定管理業務及び自主事業と、財団としての事業とが混同されている状況があった。

財団及び主管部課によれば、指定管理業務及び自主事業並びに財団独自の事業について、市と指定管理者において明確な定義づけを行っておらず、それぞれの事業の区分けについて、両者の認識が一致していなかったとのことであった。また、事業の区分けが整理されていなかったことで、契約の主体等にも誤りが生じたとのことであった。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

指定管理者制度を適切に運用するためには、条例で定める公の施設の管理業務の範囲内において、市が具体的な指定管理業務を定め、市と指定管理者において、基本協定書等に基づき相互の理解を共有する必要がある。そして、市は、当該相互理解に基づき、指定管理者が指定管理業務を適切に履行しているかについて、事業計画書等により事前及び事後の確認を行わなければならない。

また、自主事業は、自己の費用で行う事業であり、指定管理業務との明確な区分けが求められているのであるから、両者の混同を生じさせることのないよう、基本協定書に定められた事前承諾の手續を行う必要がある。

（２）会計区分について

基本協定書第３７条では、指定管理業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、指定管理業務専用の口座を開設し、適切な運用を図ると定めている。

また、ガイドライン第１章２（２）では、自主事業の費用は指定管理料の積算に含めることはできず、自主事業の会計と指定管理業務の会計とは明確に区分する必要があると定め、ガイドライン第５章３では、主管部課は、指定管理者の会計・経理モニタリングにおいて、指定管理者としての業務に関する経理と、団体本来の活動に関する経理が明確に区分されていることを確認するよう定めている。

関係書類の閲覧等を行ったところ、指定管理者は、指定管理業務に係る資金を専用口座で管理しておらず、指定管理業務以外の財団の事業に係る資金と併せて

管理を行っており、財団保有の口座から指定管理業務に係る資金を特定することができなかった。また、収入及び費用について計上すべき会計区分に誤りがあり、その結果、指定管理料の算定の基礎となる指定管理業務の収支を正確に把握できない状況になっていた。

財団及び主管部課によれば、指定管理業務を開始した当初、共同事業体名義の口座を専用口座として開設したが、事務の効率化の観点から、当該口座を解約し、会計処理において指定管理業務とそれ以外の事業との区分けを行うことで、それぞれの事業の資金の管理を把握することを前提に財団保有の口座で管理することとし、指定管理業務専用の口座を開設していなかった。また、指定管理業務及び自主事業並びに財団独自の事業の区分けや会計処理の方法について、市と財団の双方で確認が不足していたことから、計上する会計区分に誤りが生じたとのことであった。

指定管理業務の適正な運営のためには、その収支を明確にし、適切な資金管理を行うことが必要である。指定管理業務の収支の把握は、指定管理料の適切な算定のためにも不可欠となる。

そのため、市は、指定管理業務会計とそれ以外の事業の会計を明確に区分し、指定管理業務会計を一元管理することができるよう、指定管理者に対し、指定管理業務専用の口座の開設を求めている。

会計処理において指定管理業務会計とそれ以外の事業の会計とを区分することを前提に専用口座の開設を不要としたとのことであるが、指定管理業務の収支を正確に把握できず、財団の口座内の金員の帰属が不明確な状況下においては、専用口座の開設を不要とする要件を充足しているとはいえない。

指定管理業務専用の口座の開設を求める基本協定書の変更をせず、また、指定管理業務以外の事業会計との明確な区分ができていない以上、財団は、指定管理者として専用口座を開設し、当該口座において指定管理業務会計を一元管理しなければならない。市は、適切な指導を行わなければならない。

(3) 備品の管理について

基本協定書第24条第1項では、指定管理者が指定管理業務会計で購入した備品は市の帰属となると定めている。

関係書類の閲覧等を行ったところ、指定管理者が購入した備品がどの事業会計で購入したのかを通帳や帳簿から区別できず、備品の帰属が不明確な状況となっていた。

財団及び主管部課によれば、備品については、市と指定管理者で事前に協議した上で購入し、購入後に報告する運用としていたが、当該運用は、基本協定書等に記載が無く徹底されていなかったため、会計区分や最終的な帰属等が不明確になっていたとのことであった。

備品の帰属が不明確なまま備品を購入することは、指定管理業務のための備品がそれ以外の事業に用いられるなど、適切に管理されないリスクを生じさせる。

購入した備品が確実に指定管理業務に用いられるよう、事前に協議した上で指定管理業務会計で取得した備品として市に帰属させ、適切に管理しなければならない。

また、事前の協議は、備品の所有権を判断する根拠となり、市が所有することとなる備品の管理上も必要であることから、基本協定書等に明記し、運用の徹底を図られたい。

(4) 指定管理業務の範囲について

町田市民ホール条例第5条では、同条例第2条に規定する事業の実施、町田市民ホールの利用の承認等を指定管理者の業務であると定め、同条第2号では、町田市民ホールは、演劇、音楽その他の芸術文化及び市民文化の向上に関する事業を行うと定めている。また、ガイドライン第1章1(2)では、公の施設は、物的施設を中心とする概念であると定めている。

関係書類の閲覧等を行ったところ、指定管理業務の範囲に関し、町田市民ホール条例第2条第2号に定める業務は、物的施設である町田市民ホールで行う業務を前提としているところ、指定管理者が、市内の特定の文化団体に対し支払った活動支援金を指定管理業務の経費として計上していた。

主管部課によれば、町田市民ホール条例第2条第2号の業務は、町田市民ホールで行う業務に限定したものではないと解釈しており、特定の文化団体への活動支援は指定管理業務であると認識していたとのことであった。

公の施設は物的施設を中心とする概念であると定められているところ、明確な根拠や基準もなく拡大解釈をすることは、指定管理業務の範囲を闇雲に広げることになり適切ではない。市は、条例で定めた公の施設の管理業務の範囲を適切に把握し、指定管理者に示さなければならない。

上記(1)から(4)までの事象は、指定管理業務とそれ以外の事業が整理されておらず、また、事前の手续や協議が適切に行われていないことに起因するものである。

財団は、地方自治法、条例、基本協定書等にのっとり、市の指導の下、指定管理業務の範囲を再確認し、指定管理業務とそれ以外の事業を明確にした上で、指定管理業務を適正に行うべきである。

また、地方自治法第244条の2第10項では、公の施設の管理の適正を期するため、市は指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示をすることができると定められている。

市は、地方自治法、条例、基本協定書等にのっとり、指定管理業務の範囲を再確認し、指定管理業務とそれ以外の事業を明確にした上で、指定管理業務が適切に実施され、公の施設の設置の目的が効果的に達成されるよう、適正に指導監督を行うべきである。

今回の監査では、不適正な事象が複数確認されている。主管部課は、改めて指定管理者制度に関する理解の促進を図るため、研修会への定期的な参加等、知識習得のための取組を強化するとともに、指定管理者に対する定期的な研修の実施や年度途中で

の会計・経理等のモニタリングを通して、指定管理者に制度の趣旨を理解させ、会計処理等について適切に指導されたい。

文化スポーツ振興部文化振興課

【指摘】行政財産の使用料の減額又は免除については、町田市行政財産使用料条例及び受益者負担の適正化に関する基本方針にのっとり、適正に行うべきもの

町田市行政財産使用料条例第5条では、各号で行政財産の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）をできる場合を定め、同条第2号では、市長は、市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐し、又は代行する団体が、補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するときは、使用料の減免をすることができると定めている。

受益者負担の適正化に関する基本方針第6では、減免の実施は、受益者負担の適正化の観点から、社会政策的な配慮を要するものや応能負担の原則に基づくものについて、本来の目的や必要性に則し、限定的に行われるべきものと定めている。

ガイドラインでは、自主事業は、指定管理者が指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により行うことができる事業と定めている。

関係書類の閲覧等を行ったところ、指定管理者の自主事業である町田市民ホールにおけるレストラン運営及び町田市鶴川緑の交流館におけるカフェ運営（以下「レストラン及びカフェ運営」という。）のために、財団に対し、町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館の一部について行政財産目的外使用許可が行われ、町田市行政財産使用料条例第5条第2号を根拠に、使用料が免除されていた。

主管部課によれば、レストラン及びカフェ運営は、各施設で開催するコンサート等の来場者や施設利用者の満足度や利便性に大きく影響する重要な事業であり、市が指定管理者の募集の際に、自主事業として行うよう求めたものであることから、使用料を免除したとのことであった。

主管部課は、レストラン及びカフェ運営を自主事業と位置付けている。当該事業は、単独の収支で遂行する事業であるから、利用者サービスの向上に資する事業であるとはいえ、社会政策的な配慮を要するか等を検討することなく、使用料を免除することは、受益者負担の適正化の観点から許されない。自主事業は、市の事務又は事業ではないため、町田市行政財産使用料条例第5条第2号を適用することはできない。

主管部課は、町田市行政財産使用料条例及び受益者負担の適正化に関する基本方針にのっとり、使用料の減免について適正に行うべきである。

文化スポーツ振興部文化振興課

【指摘】公の施設については、地方自治法等にのっとり、適正に運用すべきもの

地方自治法第244条第1項では、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために公の施設を設けると定めている。また、町田市鶴川緑の交流館条例第5条では、ホール等に練習室を設けると定め、町田市鶴川緑の交

流館ホール等・町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務を除く）管理運営に関する業務基準書（以下「業務基準書」という。）１総則（２）施設の概要では、町田市鶴川緑の交流館には練習室が３室存在することが記載されている。

町田市鶴川緑の交流館の指定管理に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、練習室３室のうち練習室２については、２０１９年１０月１日から現在に至るまで、指定管理者の事務室兼休憩室として使用しており、市民の利用に供していなかった。

主管部課によれば、指定管理者の職員の人数に比して事務室が狭あいでの労働安全衛生上の問題が生じたこと、建物の構造上、他に事務室として活用できるスペースがなく、増改築も困難であったことから、施設内で最も利用率が低い練習室２の利用を当面の間休止し、指定管理者の事務室等として使用することを了承したとのことであった。

公の施設は、住民の福祉の増進のためのものであり、その運営においては公共性を確保しなければならない。練習室は、市民が利用することを前提として設けられたスペースであるから、指定管理者が事務室等として使用することは、練習室の本来の利用目的から逸脱する行為である。また、練習室２の利用の再開については、指定管理者の更新が行われた２０２２年度時点においても改善が図られず、５年以上もの長期にわたり市民の利用機会が失われている。

市は、公の施設としての本来の機能を取り戻すため、速やかに指定管理者の人員体制の見直し等により練習室２の利用の再開を図るべきである。なお、今後も利用の再開の目途が立たないのであるならば、公の施設としての廃止を検討すべきと考える。

主管部課は、地方自治法等にのっとり、公の施設を適正に運用すべきである。

一般財団法人町田市文化・国際交流財団及び文化スポーツ振興部文化振興課

【指摘】公の施設の附属設備の利用料金の設定については、町田市鶴川緑の交流館条例にのっとり、適正に行うべきもの

地方自治法第２４４条の２第９項では、利用料金は、条例の定めるところにより、普通地方公共団体の承認を受けて、指定管理者が定めるとしている。また、町田市鶴川緑の交流館条例（以下「条例」という。）第１４条第３項では、利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、条例別表の２の表では、会議室の舞台設備の利用料金の上限金額を１時間につき３６０円と定めている。

町田市鶴川緑の交流館の指定管理に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、会議室の附属設備は、午前、午後及び夜間のそれぞれを１区分として利用に供しており、会議室に常時設置し、会議室の舞台設備として利用に供しているセミコンサートピアノ（椅子１脚付）の利用料金を１区分につき条例で定める上限金額を超える５、５５０円に設定していた。

財団及び主管部課によれば、セミコンサートピアノは、当初多目的室に設置し、多

目的室の舞台設備として、条例に規定する上限金額の範囲内で、利用料金を1区分につき5,550円と設定したが、利用者からの要望を受けて、条例上の会議室に該当するリハーサル室でも利用できるようにしたとのことであった。

条例で利用料金の上限金額を定めているのは、公の施設について、市民の公平な利用環境を確保し、利用者の負担を適正に抑えるためであり、指定管理者は上限金額の範囲内で利用料金を定めなければならない。市長は、市民の利用に支障を来すことのないように利用料金が設定されているかを確認し、指定管理者に対し、必要な指導監督を行わなければならない。

セミコンサートピアノは、移動が難しく会議室に常設されている事実を鑑みれば、その利用料金の額は、条例で定める会議室の舞台設備の上限金額の範囲内で設定されなければならない。なお、条例の上限金額の範囲内で利用料金を設定すると、利用料金の額が適正でないと判断するのであれば、条例の改正を視野に入れて検討することもあると考える。

財団は、指定管理者として条例にのっとり、公の施設の附属設備の利用料金の設定を行うべきであり、主管部課は、財団が適正な利用料金を設定するよう指導監督を行うべきである。

一般財団法人町田市文化・国際交流財団

【指摘】事業報告書等の提出については、地方自治法、町田市立図書館条例施行規則、基本協定書等にのっとり、適正に行うべきもの

地方自治法第244条の2第7項では、指定管理者は、毎年度終了後公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならないと定め、町田市立図書館条例施行規則第5条では、指定管理者は毎年度終了後速やかに、管理運営の実施状況に関する事項等を教育委員会に報告しなければならないと定めている。

基本協定書第28条では、指定管理者は、月次等報告事項に係る報告書（以下「月報等」という。）を教育委員会に提出しなければならないと定め、基本協定書第29条及び業務基準書2指定管理の業務の内容（5）では、指定管理者は、上半期分の事業報告書及び全期事業報告書を教育委員会に提出しなければならないと定めている。

町田市立鶴川駅前図書館の指定管理に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、教育委員会に対し、月報等、上半期分の事業報告書及び全期事業報告書の提出がいずれも行われていなかった。

財団によれば、2022年度から市、教育委員会及び指定管理者との三者間で指定管理に関する協定を締結しているが、それ以前は、市と指定管理者との二者間の協定であったため、市への報告書の提出をもって、報告は完了したと思い込んでいたとのことであった。

月報等、上半期分の事業報告書及び全期事業報告書は、公の施設の設置者である地方公共団体が、指定管理者による施設の管理運営状況が地方公共団体の要求水準に対

し適正な状態にあるかを確認するために必要なものとして、その作成及び提出が指定管理者に義務付けられている。

財団は、指定管理者として地方自治法、町田市立図書館条例施行規則、基本協定書等にのっとり、教育委員会に対し、事業報告書等の提出を行うべきである。

生涯学習部図書館

【指摘】事業報告書等の未提出についての指定管理者に対する指導及び公の施設の管理運営状況の確認については、ガイドラインにのっとり、適正に行うべきもの

ガイドライン第5章では、公の施設の設置者は、施設の適正な管理運営を確保するため、指定管理者を適切に監理・監督する責務があること及びそのために、業務の履行状況、施設の維持管理状況等を月報、事業報告書等により確認することが必要であることを定めている。

町田市立鶴川駅前図書館の指定管理に係る関係書類の閲覧及び担当職員への質問を行ったところ、指定管理者から月報等、上半期分の事業報告書及び全期事業報告書の提出がいずれも行われていないにもかかわらず、教育委員会は、これらの報告が未了であることについて指定管理者に対する指導を行わず、業務の履行状況等についての確認をしていなかった。

主管部課によれば、当該業務の履行状況については、毎月開催されている会議等により把握しており、改めて月報等、上半期分の事業報告書及び全期事業報告書の提出が必要であることを認識していなかったとのことであった。

事業報告書等の提出は、地方自治法、町田市立図書館条例施行規則、基本協定書及び業務基準書により定められたものである。教育委員会は、その所管する公の施設の管理運営状況について、会議等により把握するのみでは不足、月報等、上半期分の事業報告書及び全期事業報告書により、指定管理者による管理運営状況が教育委員会の要求水準に対し適正な状態にあるかを確認する必要がある。また、指定管理者がこれらの報告を行わないのであれば、必要な指導を行わなければならない。

主管部課は、ガイドラインにのっとり、事業報告書等の提出について、指定管理者に対し適正に指導を行うとともに、事業報告書等により公の施設の管理運営状況について確認を行うべきである。